

を實質的に米国に委託している。しかし私がこの際言っておきたいのは、マルコスはフィリピンの国益をほとんど考えていないということだ。彼の主な関心事は、米国や米国の同盟国に隠されているマルコス家の100億ドル相当(約1兆円)の財産を守ることだ。つまり、マルコス一族による米国との同盟は、実のところ個人的な経済的利益のために推進されているのである」

対米政策を巡っては、フィリピン政界は決して一枚岩ではない。昔は盟友であったマルコス家とドゥテルテ家は、米国が中国かで対立し、副大統領サラ・ドゥテルテ(前大統領の長女)は政界内の味方を動員して、急速に米国寄りしたマルコス大統領の政策にことごとく反発している。人々は連日メディアにより流される報道を、国益を通り超した政治家の利権や思惑が渦巻く茶番劇だと冷静に観ている。

恩恵は誰に?

政財界の伝統的・構造的な汚職の温床を残したまま、今後巨大な資金がフィリピンに流れ込む。それは日銭を稼ぐのに必死な民衆にとって何を意味するのだろうか? かつての「開発独裁」による犠牲が再び繰り返されるのだろうか?

返されるのだろうか?

3カ国共同声明に盛り込まれた「重要鉱物の安定供給」の一環として、早速、電気自動車(EV)のバッテリーに不可欠なニッケルの開発が日・米によって促進されている。フィリピンは世界第2位のニッケル産出国。だが問題は、天然資源や鉱山は必ずと言っていいほど先住民が生きる地域に集中しており、乱開発によってこれまでも多くの部族が先祖代々の土地を追われてきた。

「重要経済安保情報保護・活用法」と憲法

飯島 滋明

「1」新たな戦前

2・26事件(1936年)後に成立した広田弘毅内閣は大軍拡を実行した。大軍拡への反発も一因となり、1937年2月、広田弘毅首相は退陣に追い込まれた。1937年6月に成立した近衛文麿内閣はさらに巨額の軍事予算を編成した。1937年7月には日中戦争がはじまったが、戦争が拡大するにつれて軍事費は増加した。そのために相次いで増税も実施され

巨大プロジェクトで富を得る人間がいる一方、フィリピン人の肩には年々累積する対外債務が重くのしかかっている。加速する日米の経済・軍事援助は、蒸し暑い教室に押し込まれる児童たちを含め、どのような恩恵を人びとに与えてくれるのだろうか?

参考資料:『自衛隊は何をしているのか』第54号(2024年5月2日)
発行:同編集委員会 p3cpl@yahoo.co.jp

(おおはし・せいこ/ピープルズプラン研究所)

た。戦争遂行体制確立のため、近衛内閣は「臨時資金調整法」「輸出入品等臨時措置法」などを制定、軍需産業に資金や輸入資材を中心的に割り当てることにした。1938年度以降、企画院が「物資動員計画」を作成し、軍需品が優先的に生産された。このように政府は戦争遂行体制のため、経済や社会の領域にも統制・介入するようになった。

いま、「新たな戦前」と言われる。今まで簡単に紹介した歴史、「軍事費大増額」増

税」「経済領域への国家統制」という点でも、岸田自公政権の政治は「新たな戦前」という評価が的外れでないことを示す。岸田自公政権は2022年12月に閣議決定した「安保3文書」で「軍事費大增額」を決定した。その後、軍事は大增額の一途をたどってきた。「増税メガネ」とも批判されているように、岸田自公政権はさまざま増税をしてきた。そして「戦争する国づくり」のため、安倍・菅岸田自公政権は「経済」「学問」の領域にも統制を及ぼすようになった。

〔2〕「戦争する国づくり」にむけた岸田自公政権の経済統制

2022年5月11日、岸田自公政権は「経済安保法」を成立させた。「経済安保法」は軍事目的から政府が経済や学問・研究に介入・統制することを可能にする法律である。一方で軍需産業や軍事研究には巨額の国家予算で支援する体制もつくられた。2022年12月16日、岸田自公政権はいわゆる「安保3文書」を閣議決定した。「安保3文書」は「軍需産業」を「防衛力そのもの」「国防を担うパートナー」とし、その育成のために「武器輸出」「国際共同開発」「軍需産業の国有化」を打ち出した。2023年6月7日、岸田自公政権は「軍

需産業支援法」を成立させた。『読売新聞』2023年6月7日付は、「軍需産業支援法」の背景として「国内の防衛産業は、受注先が自衛隊にほぼ限られ、市場規模が小さいことなどから採算が取りにくく、撤退や縮小が相次いでいることが課題となつてい」と指摘する。その上で「防衛産業への支援を強化するため」「政府は同法成立を機に、防衛産業の抜本的な立て直しを図りたい考えだ」と法の目的を紹介している。「重要経済安保情報保護・活用法」もこうした軍需産業育成の一環であり、そのために「経済安保情報」を秘密にする制度も導入された。

〔3〕「重要経済安保情報保護・活用法」の問題点

（1）「平和主義」とは相容れない法律

私は戦争をさせない1000人委員会が事務局次長をしている関係で、重大な問題が生じた際には1000人委員会のHPに原稿を掲載している。法の内容についてはそちらを参照してほしい。紙幅の関係で、ここでは問題点のみを指摘する。

まず、この法律の正式名称は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（ゴシックは飯島強調）である。法律の名称が示

すように、軍事目的で「経済」や「学問」を活用する法律である。「重要経済安保法」ではなく、私が「重要経済安保情報保護・活用法」と記しているのは、この法律の問題が「活用」にあることを示すためである。「重要経済安保情報保護・活用法」は「戦争する国づくり」という点では共通の目的を持ちつつ、軍事等の情報を秘密保持に主眼が置かれた「特定秘密保護法」とは異なる性質も持ち、軍事研究の促進や軍需産業の育成・利活用を目指す法律である。法10条1項で「重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進」が明記されている。「研究の促進」とあるように、軍事目的で研究を促進することを目的としている。さらに本法では重要経済安保情報を企業にも提供すると明記されている。経済安保情報とされる情報を他企業に提供することは、安保3文書でも打ち出されている「国内軍需産業の育成」、そのための「武器輸出」にも資する。

本法に関しては情報の秘匿を経済領域にまで拡大した法であり、国による監視対象を民間人にも拡大する点で「国民主権」「プライバシーの権利」等、憲法上の権利・自由の侵害が問題とされる。確かに大問題であり、これだけでも憲法的に正当化できな

い。

ただ、本法の問題点はそれに尽きるのではない。経済や学問を軍事目的で活用・規制することは「財産権」(憲法22条、29条)や「学問の自由」(憲法23条)との関係でも正当化できない。そもそも「軍事目的」で政府が経済や学問を統制・活用すること、そして軍需産業の育成、武器輸出をすすめる本法は、憲法の「平和主義」から正当化できない。本法が「国内軍需産業の育成」「武器輸出の促進」に資する危険性も併せて認識する必要がある。

(2) 「罪刑法定主義」(憲法31条) との関係

本法では「重要経済安保情報」と指定された情報を漏らした場合、5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金、あるいは両方が科される。ところが刑罰の前提となる「重要経済基盤」(法2条3項)とは何か、何が「重要経済安保情報」(法3条1項)か、法律では明確でない。何が犯罪か、あらかじめ明らかでなければ人たちは自由に行動できない。何が犯罪で、どのような刑罰が科せられるのかはあらかじめ法律で明確に定めなければならないという「罪刑法定主義」は近代法の基本原則である。たとえば1789年の「人及び市民の諸権利に関する宣言」、いわゆる「フランス人権宣言8条」

でも、「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならない」とされている。「罪刑法定主義」(憲法31条)を満たしていない点でも本法は憲法的に大問題である。「罪刑法定主義」が満たされていない法律の制定は、捜査当局の判断一つで市民を犯罪者にする危険性の種をまくことになる。裁判で警察官が「でっち上げ」と証言し、検察官も起訴を取り下げざるを得なくなった大川原化工機事件(逮捕は2020年3月11日、起訴取下げ2021年7月30日)のような、悪質な冤罪事件が再び起こる危険性もある。

(3) 「プライバシーの権利」「幸福追求権」(憲法13条) 侵害の危険性

重要経済安保情報保護・活用法では、「重要経済安保情報」を取り扱うのは、「適性評価」(法12条)で認められた者だけになる。「適性評価」では、重要経済安保情報を扱う本人だけでなく、家族なども国から監視されることになる。こうした監視は「プライバシーの権利」「幸福追求権」を脅かす。

(4) 「戦争する国づくり」に熱心な自民党・公明党に主権者意志を

人に刑事罰を科す法律を成立させるのであれば、無実の人が犯罪者とされないため

にも、国会で丁寧な審議を尽くし、法律を成立させるべきである。市民の身元調査をする法律を制定するのであれば、「プライバシー侵害」は最小限に留めるよう、国会で十分な審議を尽くすべきである。ところが自民党・公明党はいつものように、わずかな審議、不十分な審議しかしないで本法を成立させた。こうした国会運営をみても、自民党・公明党は「戦争する国づくり」には極めて熱心だが、人々自由や権利を守ろうとしないことが分かる。いま、多くの市民は円安や物価高騰などで大変な状況にある。能登半島地震の復興はほとんど進んでいない(戦争をさせない1000人委員会HP「壊憲・改憲ウオッチ」[41] 能登半島地震と『議員任期延長改憲論』参照)。市民、とりわけ被災地市民の生活が大変な中、市民のための政治はしないで「戦争する国づくり」に躍起になっている自民党・公明党。やはり被災地市民に配慮せずに関西万博の開催をすすめる日本維新の会。市民のことを考えない政治たちに私たちは主権者として選挙で意志表示をする必要がある。

(いいじま・しげあき/名古屋学院大学 憲法学・平和学)